

行政の窓

令和8年度 HOKKAIDO WOOD BUILDING 建築促進事業及び HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築促進事業について

道では、道産木材の利用促進を目的として、木造率の低位な非住宅建築物等への波及効果が期待される民間の非住宅建築物の工事費の支援及び住宅の新築・増改築を支援する次の事業を実施します。

◆HOKKAIDO WOOD BUILDING建築促進事業（非住宅向け）

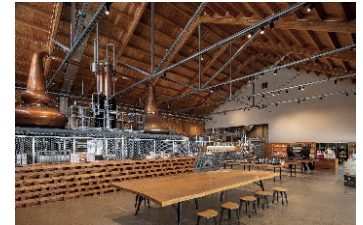
民間の「非住宅」建築物の工事費（木工事費分に限る。）に対し、最大450万円を建築事業者に補助します。補助対象となる建築物は「不特定多数の人が訪れるほか、木材の利用状況がわかるなど道産木材の展示効果、波及効果が期待できること」、「令和8年度内に木工事が行われ、令和9年1月末までに木工事が完了すること」、「新築・改築に必要な木材利用量の30%（m³換算）以上に合法木材証明制度に基づき原木産地及び合法性が証明された木材・木材製品を利用すること」、「HOKKAIDO WOOD BUILDING登録制度へ推奨基準で登録すること」といった要件を満たす必要があります。

採択にあたっては、道産木材の利用量の多さ、設計上のアイデアや工夫が見られることなどの観点から評価を行い、得点の高いものを優先的に採択します。

○令和7年度補助事業を活用した例
▽オオイ工務店 第二オフィス



▽ニセコ蒸溜所



◆HOKKAIDO WOOD BUILDING建築促進事業（住宅向け）

「住宅」の新築や増改築に係る費用に対して、1棟あたり20万円をHOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者^(※1)に補助します。補助対象となる住宅は「道内に建築する一戸建て（持家住宅に限る）であること」、「延床面積が70m²以上であること（増改築の場合は、その部分が対象）」、「延床面積1m²あたり0.1m³以上の道産木材を利用していること」、「令和8年4月1日以降に工事が行われ、令和9年1月末までに完了（検査済証の交付年月日を工事の完了日とする）する住宅であること」、「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度^(※2)に登録すること」といった要件を満たす必要があります。

採択にあたっては、道内市町村の住宅補助事業との連携や、「北方型住宅」制度の活用、HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度における推奨基準での登録などの観点から評価を行い、得点の高いものを優先的に採択します。

なお、補助金採択の申込には、予め「HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者」に認証されている工務店・ハウスメーカー等であることが必須となります。

(※1) HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築しPR等を行う工務店等を認証する制度です。

認証を受けた工務店等の「HOKKAIDO WOOD HOUSE」施工事例をホームページやSNS等へ掲載する普及啓発活動を通じて、道産木材を使用した住宅を建築する工務店のブランド価値の向上を図り、住宅分野における道産木材製品の利用拡大を目的としています。



(※2) HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定制度

道産木材を使用した住宅を認定する制度で、HOKKAIDO WOODブランドを活用してその魅力を広く発信することで、道産木材製品の利用拡大を図ることを目的としています。

認定には「認定基準」と「推奨基準」を設けており、推奨基準を満たす場合は金融機関の優遇金利を受けることができる等の建築主に対するメリットがあります。



この2つの事業は、道より一般社団法人北海道ビルダーズ協会に委託しています。

申込期間は、7月1日（水）から7月31日（金）までとなっております。

詳細は、下記へお問い合わせください。

（問い合わせ先）一般社団法人北海道ビルダーズ協会 電話番号：011-215-1112

（水産林務部林務局林業木材課利用推進係）